

【被用者年金一元化について】

いよいよ10月から共済年金は厚生

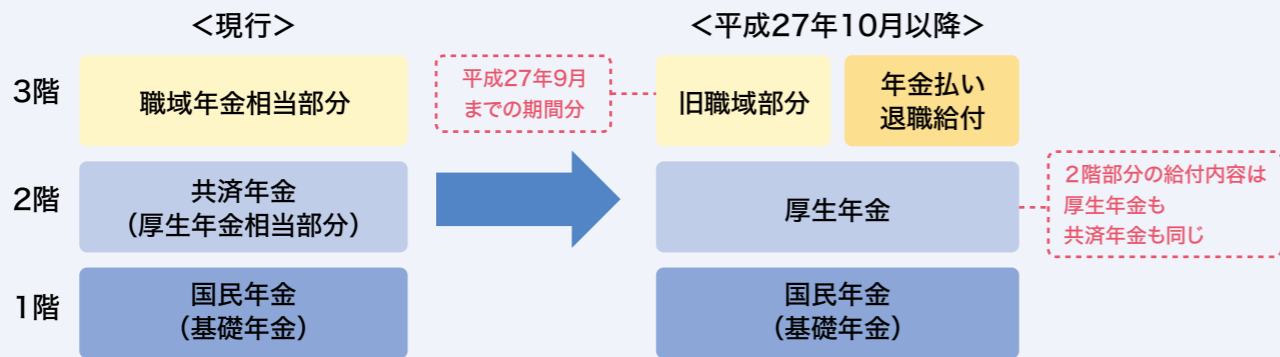
年金に変わります

「被用者年金制度の一元化」により、**平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます。**
 現在、皆さんは地方公務員共済年金に加入していますが、10月からは厚生年金に加入することになります。

「年金が一元化するのは知っているけど、**何が変わるかがわからない…**」
 「厚生年金になったら自分の年金が**かなり減ってしまう**って聞いたけど、本当？」

こういった疑問や不安をお持ちの方も多はずです。被用者年金一元化については、これまで本誌や「共済フォーラム」でお知らせしてきたところですが、ここであらためてポイントをまとめてみました。

一元化後のイメージ



一元化による主な変更点

- 公務員も厚生年金の被保険者になります
 - ・ 手続することなく自動的に厚生年金に切り替わります。
 - ・ 厚生年金という名称に変わりますが、公務員期間の年金手続はこれまでどおり共済組合で行います。
- 標準報酬制が導入され、保険料率は厚生年金に統一されます 大きな変更です
 - ・ 手当率制から標準報酬制に移行します。(詳細は本号17ページ)
 - ・ 保険料率(掛金+負担金)は平成30年に18.3%まで段階的に上げられ、厚生年金に統一されます。
- 職域年金相当部分が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されます 新たな保険料
 - ・ 「年金払い退職給付」は半分は有期年金、半分は終身年金で65歳から支給されます。
 - ・ 厚生年金保険料のほか、別途「年金払い退職給付」の保険料を負担することになります。保険料率(掛金+負担金)の上限は1.5%とされています。
 - ※平成27年9月までの職域年金相当部分は保証され、旧職域部分として支給されます。
- 共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えられます 詳しい変更点は本年10月発行予定の特集号でお知らせします
 - ・ 障害年金が在職中でも支給されるようになります。
 - ・ 遺族年金の遺族の範囲が変更されます。



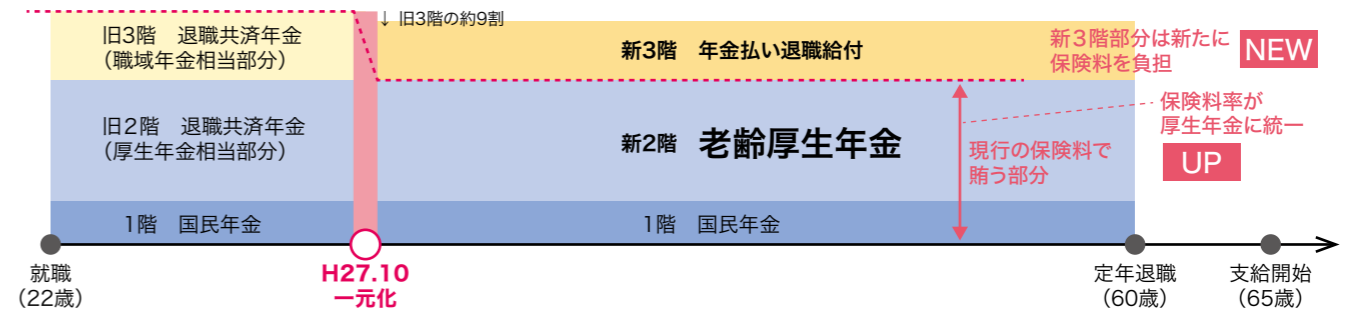
【Q&A】昭和55年生まれ 学校太郎さん(34歳)の疑問

Q. 保険料が増えるって、どうして？

厚生年金と年金払い退職給付の2つの保険料を納めるの？

A. 10月以降は2種類の保険料を納付します。

平成27年9月以前は、退職共済年金(旧1~3階)に掛かる保険料を長期掛金として納めていただいていたのですが、一元化以降は、新3階部分の保険料が加算されます。新1・2階部分の保険料率は厚生年金に統一されるため、平成30年度まで段階的に上げられます。さらに、新3階部分の保険料が上乘せされるため、年金の保険料負担は大きくなります。



【Q&A】昭和32年生まれ 公立花子さん(57歳)の疑問

Q. 私の年金、どうなるの？

職域年金相当部分が廃止って、私たちはもらえないの？

A. 10月以降に年金が決定しても、金額は大きく変わりません。

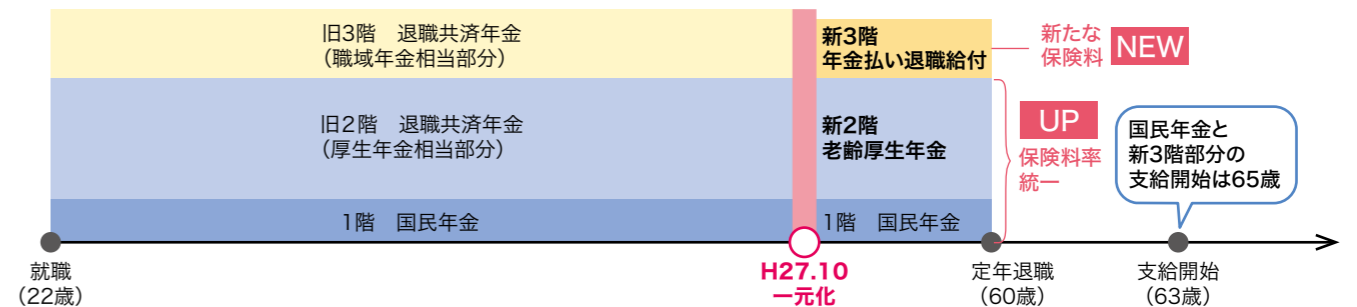
退職共済年金というのは公務員として勤めていた期間とその平均給与額で決定されます。被用者年金一元化の影響があるのは、平成27年10月以降に公務員として、勤めた期間です。

一元化前の期間について

一元化前の期間の職域年金相当部分は変わらず、支給開始年齢から受給できます。

一元化以降の期間について

2階部分の退職共済年金(厚生年金相当部分)が老齢厚生年金へと名称は変わりますが、年金額に大きな影響はありません。ただし、厚生年金に統一されるため、保険料率は上がります。また旧3階部分・退職共済年金(職域年金相当部分)の代わりに創設される新3階部分・「年金払い退職給付」の保険料も新たに負担することになります。



問合せ先 給付貸付課年金係 | 03-5320-6828